



成人式へご出席のみなさん、「成人の日」を迎えられ、おめでとうございます。

明るい希望と将来への期待に胸をふくらませておられることと心からお慶び申し上げます。

川内村議会議員一同

目次

第3回定例会	P 2
村からの行政報告	P 6
一般質問5 議員登壇	P 8
第3回臨時会	P 13
請願と陳情の方法	P 14

次の定例会は、

12月に開催されます

お気軽に傍聴ください。(定員は30名です)

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。

帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴希望の方は、議会事務局へお申し出ください。



井出 剛弘 議員

県道、村道の側溝について

質 ここ数年、大雨などによる大規模な水害が全国的に発生し村内でも大きな被害に見舞われたのは記憶に新しいところです。

水害防止は河川の改修など必要と思ひ、村民が暮らしの目の届くところで不安に思うのが道路の側溝の状況です。村内の側溝整備された中で、落葉や場所によっては土砂等が堆積している所も見受けられます。また、雨水を適切に排水できず道路に流れ出ているところが多々あります。再び大雨に見舞われるようなことがあったら災害にも繋がるのではないかと懸念するところです。

このようなことから、側溝に堆積する落葉や土砂等の撤去について村の対策をお伺いします。

答 1点目の、県道、村道の側溝についてであります。議員

ご指摘の通り、道路側溝の排水機能は、大変重要なものであり、落葉や土砂等が堆積した場合は、適切に排水されず災害に繋がることや、被害を大規模なものとしてしまうことは十分に認識しております。

国県道の管理につきましては、福島県富岡土木事務所がパトロールを実施し、補修等が必要な箇所は、管理業者に委託し対応をしていると聞いております。

村としましては、国県道の補修箇所等を確認した場合には、その都度、土木事務所へ連絡し対応をお願いしているところです。また、村道・農道・林道の村管理施設は、定期的に道路パトロールを行い、補修等が軽微なものには職員が対応し、規模が大きい

ものは委託業者に補修を指示し管理を行っておりますが、路線数や管理延長が膨大であり、管理が行き届いていない箇所も少なくありません。村道等の維持管理は大変重要でありますので、今後も維持管理に努めて参ります。

米全袋検査の農家補償について

質 震災から10年が過ぎ稲作が再出発してから今年で9年目を迎えます。

福島県の米は引き続き放射性物質の全袋検査が実施されています。この全袋検査について下川内検査場所への輸送について国、東京電力からの補償が出ておりますが、ここ何年間、農家からこの補償を受け取っていないとの声が聞こえます。行政への不信に繋がりがかねますので、この件についてお伺いします。

答 2点目の米全袋検査の農家補償についてであります。

福島県産米の全量全袋検査にかかる損害賠償の事務手続きにつきまして、毎年9月に、県の恵み安全対策

協議会に全袋検査実施計画承認申請書を提出し、10月には県協議会から概算事業費の7割が概算払いにより交付されます。賠償の対象となる経費としましては、検査にかかる人件費、検査機械メンテナンス費、各種リース料金と米の運搬費でございますが、東京電力からの申し入れにより平成30年度から実費賠償方式に変更され、領収書等の確認後に支払われることになりました。

この7割の概算金は、先に人件費、検査機械メンテナンス費、リース料金の支払いが完了した後に部分払い請求を行い、その賠償金が入金された後に、米運搬費用を農家へ支払っております。また、ここ数年、全袋検査データと米搬入伝票の数量確認作業に時間を要したため、支払いが遅れる結果となりました。令和元年度分につきましては、本年8月18日に入金となりましたが、令和2年度分につきましては、現在、確認作業を急いでいる状況です。

今後は農協と連携を図りながら早期支払いに努めてまいります。

ここが聞きたい

議員5名が登場

ここが聞きたい

議員5名が登場



坪井 利之 議員

川内村火葬場使用料助成制度について

質 川内村では双葉郡内の火葬場が使用できないことから、

双葉郡外で火葬された場合、川内村火葬場使用料助成制度により料金の一部を助成されておりますが、双葉町に立地されている聖香苑が令和3年10月1日再開を予定していることから聖香苑再開後の川内村火葬場使用料助成制度の取り扱いはどのようになるのか伺います。

答 1点目の川内村火葬場使用料助成制度についてでございますが、これまで震災と原発事故

の影響により双葉郡内での火葬ができません状況が続いております。このため双葉郡外で火葬した場合に、8万円を上限に差額を助成していただくのですが、双葉地方広域市町村圏組合による聖香苑（せいこうえん）の火葬炉復旧工事や法面保護工事などの施設復旧事業が9月中旬に完了するため、令和3年10月1日に再開が決定しております。

このことから、今年の10月からは震災前の状況に戻りますので、助成制度の適用については、本年9月末までとなりますことご理解願います。また、火葬料についても震災前と同額とのこととす。

コミュニティハウスにじいろ(地域文化伝承教室)について

質 川内村の地域文化を伝承する機能を有し、村民等が集う

コミュニティスペースの確保、併せ

て公民館機能を有する施設として川内小中学校内に「コミュニティハウスにじいろ(地域文化伝承教室)」を設置しておりますが、現在までの村民等の利用状況及び少しでも村民の皆様にご利用して頂くために、活用策のワークショップを開催されたようですが、今後どのようなイベント等を開催し施設の利用を促進していくのか伺います。

答 2点目のコミュニティハウスにじいろ(地域文化伝承教室)について、であります。今年度4月より開設し、8月末現在の利用者数が424人となっております。

主な取り組み内容としては、小中学校児童に向けた「ガラスペインティング」講座、6月には「コミュニティハウスにじいろ」の活用を図るためのワークショップを開催し、

村民14名の方々にご参加をいただき、ご意見を賜りました。7月には、福島県ふたば復興事務所主催による双葉郡内の「現在と震災前」の写真展覧会の開催、8月には、村民65名の方が参加した「時計組立教室」を

開催しております。更に、当施設の見学会や各種会議等にも利用しております。

今後の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、村民が集う「交流の場」、「学校と地域をつなぐ場」、そして、「村の文化芸術の活動推進の場」として、さらには情報発信の役目を担うビジターセンター的な施設(スペース)として活動して参りたいと考えております。

川内村国保診療所・整形外科について

質 川内村国保診療所・整形外科が休診になっているように

すが、原因と村の対応を伺います。

答 3点目の川内村国保診療所・整形外科の休診について

であります。平成24年の帰村宣言と震災避難からの帰村を促す施策として国保診療所の診療科目を内科、歯科に加えて眼科、心療内科、消化器内科、そして整形外科の外来診療により村民への医療サービスを提供

し健康維持増進に努めてきました。しかしながら、この度の整形外科医師の諸般の事情により、医療サービスが提供できなくなったことから、本年8月4日から整形外科外来を休診としております。診察はできませんが投薬管理は継続しており、手術や注射など整形外科措置を要する場合には、紹介状により、外部医療機関へご案内しております。なお、代わりの医師確保ですが、現在全国的な医師不足、更に新型コロナウイルス接種での医師の引き合いから、医師確保環境は極めて厳しいものの、関係機関へのお願いを重ねて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解とご了承賜りますようお願いいたします。



ここが聞きたい

議員5名が登場



佐久間 武雄 議員

イチゴハウスについて

質

村が加速化交付金を活用し整備され農に貸付し、昨年から村民の協力を得て生産開始し立派なイチゴが出来販売され、村民から喜ばれたところですが、しかし聞くところによると、夏イチゴの栽培が中々難しいようです。

そのような中、ベジテック川内株式会社イチゴ生産はもちろん、農地を借り野菜生産にも取組む所ですが、この件については、村としては農との協議はもちろんされたと思いますが、どのような経緯からベジテック

川内株式会社になったのかお伺いします。

答

1点目のイチゴハウスについてでございますが、この施設は、福島再生加速化交付金を活用し野菜栽培施設として村が整備した施設であり、令和2年8月末に完成しております。施設の運営につきましては、株式会社農（みのり）から、貸付申請があり令和2年9月15日付で施設の使用貸借契約を締結し貸付している状況です。

ベジテック川内株式会社は、農（みのり）が地域での事業法人として設立した会社と聞いており、今後は村内の農地を借りて野菜栽培を計画していると考えております。

施設は現在も農（みのり）の社員が運営しておりますが、運営にかかるとは関係については、ベジテック川内株式会社との関係については、ベジテック川内株式会社とは販売委託契約を締結し、商品の販売をお願いしていることとあります。

工業団地 農こころ

質

農の工場建設が中止になっている件については6月に久保田議員から質問がありました。この工場については、今年3月完成が予定されておりました。その中で基礎の部分はほぼ完成に近い状況の中、突然事業が中断され社長から原因は昨年3月からのコロナウイルス感染拡大の影響もあり、当初の計画どおり進めることが大変厳しいと説明があり、今後、農においては計画の見直しを行い建設再開に向け、国、更に業者と協議し進めて行くという農からの話を伺っているとありますが、昨年建設中断されて約1年間程になるが、なぜこの様に遅れているのか、また、基礎の部分はほぼ完成に近いが見直しの時、問題はないのかお伺いします。

答

2点目の工業団地株式会社農（みのり）についてでございますが、佐久間議員もご承知のとおり、昨年春からの新型コロナウイルス感染拡大が影響し、農（みのり）

ここが聞きたい
議員5名が登場

り)の事業経営が厳しくなっている状況です。これが大きな要因となり、当初の計画を予定通り進めることが困難となったため工事を休止しているとのこと。今後の工場建設の進め方については、農(みのり)と施工業者との間で協議されるものと理解しておりますが、工業団地を管理する立場として引き続き状況の聞き取りをしていきたいと考えております。農(みのり)の社長からは、本村での事業はやり遂げたいと話されており、村としましては、見守っていききたいと考えております。



久保田 裕樹 議員

各家庭における新盆の焼香参拝に係る村施設等での一括開催について

質

新型コロナウイルス猛威の中、今年度の新盆廻りは、新

盆の各家庭においても細心の注意と対策をもって各拝礼者を迎えたものと感じておりますが、令和3年度本村における新精霊の数も50件超え、超高齢化を迎えた本村は、今後同様の増加傾向になって行くと推察いたします。又、盆の期間中、帰郷した家族等により、この時期交通量の増加はご承知の通りで、新盆の家々を訪問する拝礼者(運転手)も高齢な方がほとんどで交通事故が懸念さ

れます。

そして、新盆にあたる各家庭の方々は接客に追われ、特にご婦人方のご苦勞は如何ばかりかとお察し申し上げます。これらを鑑み、村の施設等でソーシャルディスタンスを図りながら、1箇所の会場で物故者への哀悼の意とご冥福をお祈りする場を設け、村民の負担軽減と新生活運動に繋がるものと考えますが村としての対応を伺います

答

各家庭における新盆の焼香参拝に係る村施設等での一括開催でございますが、たしかに議

員ご提案の村施設等一か所で、物故者への哀悼の意とご冥福をお祈りするということは、村民、特にご婦人方のご苦勞を軽減するものではありませんが、物故者へのお祈りは、まさに個人がその考えに基づきなされるものと考えております。また、憲法では、政教分離が定められており、村施設で行うことは難しいということをご理解いただければと思います。



新妻 幸子 議員

川内村における新生活運動について

川内村における新生活運動について伺います。

質

始めに、全国的な新型コロナウイルス感染者が急増しております。村当局、医療従事者の献身的な対応に深く敬意を表します。

本年度の新盆は終了致しましたが村民の方々から特に若い人達、移住者の人達から新盆の有り方を改革してほしいとの要望が数多く寄せられました。永い間、培って来た良い風習でもありますので、一概に変更出来るものではないと思いますが、婦人会からの提案もありました。隣の都路では大改革を行った様です。川内村でも現代に沿った大改革が必要の時期と考えられます。

このことから村民に対しアンケート等を実施し新盆の有り方に対する意見を求め、改革して行く必要性があると考えますが村長の見解を求めます。

答

川内村における新生活運動についてでございますが、新生活運動は、震災前から婦人会を中心に行われているものと承知しております。さて、お盆時期の挨拶回りは、長年培われてきた本村の慣習であるとの議員のご意見であります。が、まさに私も同感でございます。このお盆の時期に、物故者への哀悼の意とご冥福をお祈りすることは、先ほど久保田議員へ答弁した通りで、まさに個人個人がその人の考えに基づいてなされるものと考えております。

新盆の在り方等を行政が主体となり、アンケートを実施したりすることは、今しばらく様子を見ていきたいと思います。ご理解をいただければと思います。

令和3年第3回臨時会 8月11日開催

工事請負契約締結1件について審議、可決

令和3年第3回議会臨時会は、8月11日開催されました。今回の臨時会では、工事請負契約締結1件について審議され、可決されました。

可決された主な議案等

◆議案第52号 工事請負契約の締結について

第10号 宮ノ下地区 農業用施設等改修工事

請負者 川内村大字下川内字町尻1 丸川建設株式会社 代表取締役 西山武志

請負額 52,580,000円

工事完成期日 令和4年3月31日

【提案理由】

東日本大震災と原子力発電所の事故により、農業用排水施設が破損し、加えて破損箇所が長期避難により拡大したため、漏水により十分な水量を確保できない状況であり、また、営農再開に伴い新たな漏水箇所も判明したことから、安定した水量の確保に向けて改修工事を行うものです。



